

京都市訓令甲第 11 号

庁 中 一 般

区 役 所

事 業 所

京都市高度情報化推進のための情報システムの適正な利用等に関する規程の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

京都市長 松 井 孝 治

第8条第2項及び第9条第2項中「総合企画局情報化推進室長」を「総合企画局デジタル化戦略推進室長」に改める。

第10条第2項中「総合企画局情報化推進室情報セキュリティ・ガバナンス推進課長」を「総合企画局デジタル化戦略推進室情報セキュリティ・ガバナンス推進課長」に改める。

第14条第2項第2号中「総合企画局情報化推進室」を「総合企画局デジタル化戦略推進室」に改める。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

(総合政策室)